

## 財団法人 群馬県環境検査事業団寄付行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人群馬県環境検査事業団という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市大手町三丁目9番の16号に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）に規定する浄化槽に関する技術指導、調査研究及び検査事業を通じて、環境衛生思想の普及を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を推進し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 法第7条及び第11条に規定する検査。
- (2) 生活環境の保全及び公衆衛生に関する広報啓蒙指導。
- (3) 生活環境の保全に関する相談。
- (4) 生活環境の保全に関する研究会及び講習会の開催。
- (5) 生活環境の保全に関する調査、研究、その他の検査。
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

### 第2章 資産、事業計画等

#### (資産の構成)

第5条 この法人は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の決議を得て定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計区分)

第10条 この法人の会計は、公益法人会計基準に従い法人の目的を達成するに必要な全ての事業に関する収支を経理する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第12条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 役員及び職員

(種別)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 理事長  | 1名                                      |
| (2) 副理事長 | 2名                                      |
| (3) 専務理事 | 1名                                      |
| (4) 常務理事 | 1名                                      |
| (5) 理事   | 12名以上15名以内<br>(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。) |
| (6) 監事   | 2名とし内1名は簿記・会計の有知識者とする。                  |

(選任)

第 15 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事のうちから選任し、専務理事及び常務理事は、理事長が理事会に諮り、理事のうちから任免する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 責務)

第 16 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けるとは、理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は欠けるとは、理事会の決議を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員 の 任期)

第 17 条 役員 の 任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第 18 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意により解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

第 19 条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、法人の業務に関し助言を行う。
- 4 参与は、理事長の諮問に応じ、専門的立場に基づいて必要な意見を述べる。

(役員報酬)

第 20 条 役員 の 報酬は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(委員会及び委員)

第 21 条 この法人に第 4 条第 1 号に規定する浄化槽の法定検査を実施するため、浄化槽法定検査委員会を置く。

- 2 浄化槽法定検査委員会に関する事項は、別に定める浄化槽法定検査委員会規則による

ものとする。

- 3 この法人は、理事会の決議を経て専門的事項を調査審査するため、委員会を置くことができる。
- 4 委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 5 委員会及び委員に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要事項を決議する。

(開催)

第24条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
- 2 前項第2号の請求があったときは、理事長は速やかに理事会を開催しなければならない。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文章をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄付行為に別に規定するもののほか出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人とし表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過
  - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名捺印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

（評議員）

第31条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会の決議により理事長が委嘱し、その数は16名以上18名以内とする。
- 3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。
- 4 第17条、第18条の規定は、評議員の任期及び解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会の構成及び権能）

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について理事長の諮問に応じて審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

（評議員会の開催及び招集）

第33条 第25条の規定は、評議員会の開催及び招集について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会の議長）

第34条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員のうちから選任する。

（評議員会の定足数、議決、書面表決及び議事録）

第35条 第27条、第28条、第29条及び第30条の規定は、評議員会の定足数、議決、書面表決及び議事録について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 寄付行為の変更及び解散

( 寄付行為の変更 )

第 36 条 この寄付行為は、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、群馬県知事の許可を得なければ変更することができない。

( 解散及び残余財産の処分 )

第 37 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会において、理事の 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、群馬県知事の承認があったときは、解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の決議を経、かつ、群馬県知事の承認を得て、類似の目的をもつ法人に寄付する。

## 第 7 章 雑則

( 委任 )

第 38 条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

### 附則

1 この法人の設立当初の事業年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 12 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところとする。

3 この法人の設立当初の役員は、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

### 附則

この寄付行為の変更により設置される当初の評議員の任期は、第 31 条第 4 項で準用する第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、この寄付行為の変更について群馬県知事の承認のあった日から昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

### 附則

1 この改正は、平成 11 年 5 月 25 日から施行する。

2 この改正は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。

3 この改正は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

4 この改正は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。